

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価) (環境省 7 - ③7)																			
施策名		目標 9－5 環境アセスメント制度の適切な運用と改善										担当部局名		大臣官房 環境影響評価課					
施策の概要		環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 9月		
達成すべき目標		環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。										政策体系上の位置付け		9. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備					
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定))第3章第7節 エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定)Ⅴ3 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)Ⅱ5 海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)第2部5 第6次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等																	
測定指標		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠						達成	
						R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度								R10年度
1	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						○
						827	854	879	903	-	-	-							
2	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						○
						827	875	927	970	-	-	-							
3	環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ(地図情報)数[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						○
						614	620	620	623	-	-	-							
4	環境影響評価に係る書類の継続公開件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和7年に環境影響評価図書の制度的な継続公開等に関する改正環境影響評価法が成立したことを受け、環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。						○
						-	-	-	135	-	-	-							
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)	環境影響評価制度合理化・最適化経費(昭和55年度)	1,2,3,4	004969	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-	(17)	-	-	-
(2)	ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)(関連:環境省R4-43)	1,2,3	005003	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-	(18)	-	-	-
(3)	環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業(令和6年度)	1,2,3	007455	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-	(19)	-	-	-

	(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)		③相当程度進展あり																			
			(判断根拠)		測定指標1～4:環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。測定指標として設定した環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数、環境大臣意見の提出累積回数は、着実に積み上げられており、適切な制度運用がなされていることが確認された。 測定指標4:工作物の建替事業に係る環境影響評価手続を見直し、環境影響評価図書を制度的に継続公開できること等とする改正環境影響評価法が成立し、図書公開制度については令和8年度から施行された。																			
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	—																					
		次期目標等への反映の方向性	【施策】		—																			
			【測定指標】		—																			
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考:施策の実施における活用状況＞・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。 また、改正環境影響評価法の施行に関する技術的検討会を開催し、建替事業の要件や建替事業に係る配慮書の記載事項の詳細な内容をはじめとする改正法の施行に向けて必要な技術的な事項の整理・検討を行った。					SDGs目標との関係			【主な目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮の確保に資することができた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮を確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することとなる。当該取組を通じて、目標3番「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」の達成に貢献できた。														
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		—																						